

大阪府国民保護計画の概要

第1編 総論

- 大阪府国民保護計画は、府域の住民はもとより、通勤、通学、旅行などで府域に滞在する者や、府域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。
- 大阪府国民保護計画では、国民保護措置等を実施するための基本的な枠組みを定めるものとし、具体的な実施手順などについては、別途、「実施マニュアル（仮称）」を作成する。
- 国民保護に関する基本方針として、基本的人権の尊重や権利利益の迅速な救済などのほか、地域防災計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。
- 大阪府国民保護計画においては、国民保護基本指針において想定されている武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4事態例すべてを対象とするが、海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、大阪はひと・モノ・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急対処事態に留意する。

第2編 武力攻撃事態等への対処

- 府の実施体制については、事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合は、国民保護対策本部を設置する。また、原因不明の事案が発生した場合には、迅速かつ的確に初動対処できるよう、事案に応じて、災害対策本部又は緊急テロ対策本部を設置する。
- 警報の伝達については、大都市の特性、災害時要援護者への配慮を踏まえ、休日・夜間も含め、24時間365日、迅速に警報を伝達する。
 - ・ 大阪府及び市町村は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、インターネットなどのほか、携帯電話の一斉メールなどの新たな伝達手段を確保する。
 - ・ 災害時要援護者への伝達については、市町村は、あらかじめ対象者や対象施設のリストを作成するなどして、在宅者へは社会福祉協議会等の、施設入所者へは施設管理者の協力を得て、伝達するものとする。また、日本語の理解が十分でない外国人へは、外国語の基本文例を活用するなどして伝達するものとする。
- 避難については、事態想定を念頭におき、避難先までの距離、避難までの時間的余裕を踏まえ、類型化している。
 - ・ 時間的余裕がなく、近くへ避難する場合《※大阪で特に想定される事態》（例）ゲリラ・特殊部隊による攻撃、緊急対処事態、弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）、航空攻撃（通常弾頭）

直ちに屋内施設へ一時退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難を指示する。

- ・ 時間的余裕がなく、近くへ避難後、遠くへ避難する場合

(例) 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）、航空攻撃（核弾頭）

直ちに屋内施設へ避難し、一定時間経過後、風上方向への広域避難を指示する。

- ・ 時間的余裕があり、遠くへ避難する場合

(例) 着上陸侵攻

攻撃が予想される地域から先行して、計画的に広域避難を指示する。

- 救援については、大阪府は、あらかじめ市町村（指定都市を除く）と役割分担を調整しておき、事態の際は、その役割分担に沿って、市町村に指示し、又は市町村の補助を得て、救援を行う。

- ・ 大阪府は、市町村及び医療関係機関・医療関係者等と連携して、武力攻撃災害の状況に応じ、被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする現地医療活動や後方医療活動などを実施する。

- 武力攻撃災害対処については、大阪府は、府域に係る災害を防除及び軽減するため、必要な対処措置を実施する。

- ・ 大阪府及び市町村は、関係機関と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、必要に応じ、現地対策本部等において、連絡会議を開催する。

第3編 平素からの備え

- 大阪府は、近畿府県と平素から緊密な情報共有を図り、広域的な避難・救援・災害対処が実施できるよう「相互応援協定」を締結する。

- 大阪府は、公共・民間が有する豊富な施設を活用し、想定事態、避難パターン、用途に応じた避難施設を指定する。

- ・ 収容型（学校、公民館、集会場、体育館等）
- ・ 集合型（公園、広場、駐車場等）
- ・ 退避型（堅牢な建物、地下街、地下駅舎、地下駐車場等）
- ・ 福祉型（社会福祉施設、宿泊施設等）

- 大阪府は、広域的な運送が円滑に行えるよう、鉄道・バスなどの輸送力を把握し、経路を関係機関・近畿府県と確認しておく。

- 大阪府は、様々な媒体・機会を活用した広報・啓発のほか、ボランティア団体等への活動支援、住民参加型の訓練を実施する。

第4編 復旧等

- 大阪府は、施設の応急復旧や武力攻撃災害の復旧に努めるとともに、保護措置に要した費用の支弁等や国民の権利利益の救済に係る手続を処理する。